

ホームヘルプステーションひらお苑

訪問介護契約書別紙（兼重要事項説明書）

1. 当事業所のサービスの特徴

(1) 事業の目的

要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。

(2) 運営の方針

利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他の関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健、医療、福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止に努めます。また、生活の質の確保及び向上を図るとともに安心して日常生活を過ごすことができるよう適切なサービスの提供に努めます。

2. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域 *下記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

事業所名	ホームヘルプステーションひらお苑
所在地	東京都稲城市平尾2-49-20
介護保険指定番号	訪問介護（東京都1375100136）
サービスを提供する地域	稲城市全域、及び川崎市麻生区金程、向原

(2) 当事業所の職員体制と業務内容 <令和元年6月21日現在>

	資格	常勤	非常勤
管理者（兼務）		1名	
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	1名
ホームヘルパー	介護福祉士		1名
	介護職員初任者研修修了者		9名
	一定の研修受講者		0名

業務内容

- ①管理者：業務の管理及び職員等の管理を一元的に行います。
- ②サービス提供責任者
 - ・訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等との連携を密にします。
 - ・ホームヘルパーに対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。
 - ・ホームヘルパーの業務の実施状況を把握し、その能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。またホームヘルパーに対する研修、技術指導等を実施します。

(3) サービスの提供時間帯

営業日： 月曜日～日曜日（年末年始は要相談）

	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00
平 日	○	○	×	×
土・日・祭日	○	○	×	×

(4) サービス利用のために

事 項	有無
ホームヘルパーの変更の可否	○
男性ヘルパーの有無	○
従業員への研修の実施	○
サービスマニュアルの作成	○

3. サービス提供内容

ホームヘルパー等が利用者の居宅に訪問し、訪問介護計画に沿って、日常の生活上の支援や介助を行います。

また、利用者のできる事は利用者自身が行うことを基本としたサービスを提供します。

具体的には、サービス内容により以下の区分に分けられます。

- (1) 身体介助 : 利用者の身体に直接接触して行う介助
例) 食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換 等
- (2) 生活援助 : 家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。
例) 買い物・調理・掃除・洗濯 等
- (3) その他: 介護相談等

4. 利用料

・I基本料金およびII加算は、介護保険負担割合証に応じた負担額となります。

I 基本料金

(1) 身体介護が中心である場合 日中の時間(午前8時～午後6時) 単価:円

所要時間	利用料金	自己負担		
		1割	2割	3割
20分未満の場合	1, 834	184	367	551
20分以上30分未満	2, 751	276	551	826
30分以上～1時間未満	4, 364	437	873	1, 310

1時間以上の場合 1時間に30分を増すごとに加算	6,375円 に30分増すごとに917円加算	638円に30分増すごとに92円加算	1,275円 に30分増すごとに184円加算	1,913円 に30分増すごとに276円加算
-----------------------------	---------------------------	--------------------	---------------------------	---------------------------

(2) 生活援助が中心である場合 日中の時間(午前8時～午後6時) 単価：円

所要時間	利用料金	自己負担		
		1割	2割	3割
20分以上45分未満	2,011	202	403	604
45分以上の場合	2,475	248	495	743

(3) 身体介護+生活援助を行った場合 日中の時間(午前8時～午後6時) 単価：円

所要時間	利用料金	自己負担
身体介護の後、引き続き所要時間20分以上の生活援助を提供する場合は、身体介護+所要時間20分から計算して25分を増すごとに729円を加算(2,187円を限度とする。)		時間により算定 算定した負担割合証に基づき算定する (介護保険適用の場合)

(4) 日中の時間(午前8時～午後6時)外に訪問介護を提供した場合

- ① 早朝(午前6時から8時)、夜間(午後6時から午後10時)に訪問介護を行った場合は1回につき100分の25を加算します。
- ② 深夜(午後10時から午前6時まで)に訪問介護を行った場合は、1回につき100分の50を加算します。

(5) 同時に2人の訪問介護員が訪問介護を行った場合

同時に2人の訪問介護員が1人の利用者に対して訪問介護を行った場合は、1回につき100分の200を加算します。

II 加算 次の加算項目に該当する場合は基本料金に加算する。

単価：円

加算項目	利用料金	自己負担			算定要件
		1割	2割	3割	
初回加算	2,210	221	442	663	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
緊急時訪問介護加算	1,105	111	221	332	利用者やその家族の要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときにサービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護を緊急に行った場合

生活機能向上連携加算	1, 10 5	1 1 1	2 2 1	3 3 2	指定訪問リハビリテーションの理学療法士等と連携し生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し計画に基づき訪問介護を提供した場合、初回月以降の3月の間1月につき加算
特定事業所加算Ⅰ	所定単位数の100分の20				提供体制が一定の要件に該当する場合いずれかを加算／1回
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の100分の10				
特定事業所加算Ⅲ	所定単位数の100分の10				
特定事業所加算Ⅳ	所定単位数の100分の5				
介護職員処遇改善加算	基本料金及び加算の合計単位数に1000分の100を乗じて得た金額				事業所の体制が一定の要件を満たす場合
特定処遇改善加算	基本料金及び加算の合計単位数に1000分の42を乗じて得た金額				事業所の体制が一定の要件を満たす場合

Ⅲ サービス中止の場合の料金（キャンセル料）

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①利用前日17時までにご連絡いただいた場合	無料
②利用前日17時までにご連絡がなかった場合	基本料金の30%

Ⅳ その他

交通費	サービスを提供する中で、交通費がかかる場合は、利用者及び家族と相談し別途実費をいただきます。
その他	サービスを提供する中で必要な物品を事業所側で準備した場合は、利用者及び家族と相談し、利用者負担が適当と認められるものについては別途実費をいただきます。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、速やかに連絡をし、適切な措置を講じます。

利用者の 主治医	病院名	主治医()
	電話	
緊急連絡先 (ご家族)	氏名	続柄()
	電話	(自宅)
(携帯)		

6. サービス内容に関する相談・苦情の解決体制

(1) 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-331-5666 (代表)

042-331-6088 (直通)

担当 サービス提供責任者

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

(2) 苦情対応に関する体制

① 苦情解決責任者：施設長

苦情受付担当者：センター室長

第三者委員：W 原紙に記載

T 同上

S 同上

② 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

③ 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

④ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(3) その他の相談窓口

① 区市町村の苦情相談窓口（連絡先は各区市町村にお問い合わせください。）

稲城市役所 (代表) 042-378-2111

川崎市麻生区役所 (代表) 042-965-5100

② 東京都社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会

電話 03-3268-1148 相談時間 月～金曜日 午前9時から午後5時まで

③ 東京都国民健康保険団体連合会

苦情相談窓口専用 03-6238-0177 (直通)

受付時間 (土・日・祝祭日を除く) 午前9時から午後5時まで

7. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、ホームヘルパー等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

① 医療行為及び医療補助行為

② 各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) ホームヘルパー等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

8. 当法人の概要

法人名称 社会福祉法人 平尾会
代表者 理事長 川島 實
所在地 東京都稲城市平尾2-49-20
電話番号 042-331-5666

定款の目的に定めた事業

- | | |
|------------------------------|------------|
| ① 介護老人福祉施設（介護老人福祉施設ひらお苑） | 1ヶ所（174床） |
| ② 短期入所生活介護（ショートステイひらお苑） | 1ヶ所（4床） |
| ③ 通所介護（デイサービスセンターひらお苑） | 1ヶ所（定員30名） |
| ④ 居宅介護支援（ひらお苑ケアマネジメント相談センター） | 1ヶ所 |
| ⑤ 訪問介護（ホームヘルプステーションひらお苑） | 1ヶ所 |
| ⑥ 認知症対応型共同生活介護（グループホームやまもも） | 1ヶ所（6床） |
| ⑦ 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウスどんぐり） | 1ヶ所（10床） |
| ⑧ 介護予防支援（稲城市地域包括支援センターひらお） | 1ヶ所 |

訪問介護の提供開始にあたり、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 名称 ホームヘルプステーションひらお苑
所在地 東京都稲城市平尾2-49-20
代表者名 社会福祉法人平尾会
理事長 川島 實

説明者 氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け同意します。

<利用者> 住所 _____

氏名 _____ 印

<代理人> 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄（ _____ ）

<立会人> 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄（ _____ ）